

京都府議会 2018 年 2 月定例会

浜田 よしゆき議員の議案討論	・ ・ ・ ・ ・	1
成宮 まり子 議員の意見書討論	・ ・ ・ ・ ・	4

●京都府議会 2018 年 2 月定例会予算特別委員会で、日本共産党の浜田よしゆき議員、成宮まり子府議が行なった討論を紹介します。

議案討論

浜田 よしゆき議員 (日本共産党・京都市北区)

2018 年 3 月 12 日

日本共産党の浜田良之です。ただいま議題となっている議案のうち、第 1 号議案「平成 30 年度京都府一般会計予算」、第 12 号議案「平成 30 年度京都府国民健康保険事業特別会計予算」、第 14 号議案「平成 30 年度京都府水道事業会計予算」、第 19 号議案「京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例制定の件」、第 21 号議案「京都府母校応援ふるさと寄附基金条例制定の件」、第 49 号議案「平成 29 年度京都府一般会計補正予算(第 9 号)」、第 68 号議案「旅館業法施行条例及び京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例一部改正の件の 7 件に反対し、その他の議案に賛成する立場で、討論を行います。

まず、第 1 号議案「平成 30 年度京都府一般会計予算」についてです。

反対理由の第 1 は、格差と貧困が広がっているのに正面から向き合って打開しようとしていないことです。政府による、相次ぐ医療・介護の改悪のもとで、地方自治体に求められる、住民の命と暮らしを守る役割を果たしていません。

京都府が国民健康保険の都道府県化を推進したことで、保険料が引き上げられる自治体が生まれているのに、京都府は一般財源からの繰り入れを行おうとしていません。その上民間社会福祉施設補助金を大幅に削減し、重度障害児(者)在宅生活支援事業を廃止しようとしています。民間社会福祉施設補助金の削減については、4 月からの介護施設や保育園などの運営に深刻な影響が生まれようとしているのに、知事は「骨格予算だから削減ではない」などと強弁し、重要な社会福祉予算を削減したことは重大です。すみやかな復活を求めます。

アベノミクスで大企業は空前の利益をあげていますが、中小企業や商店街は廃業や閉店が相次いでいます。今こそ、京都府の支援が必要ですが、全国 43 道府県で作られている「中小企業地域振興基本条例」や賃金条項の入った「公契約条例」は「作る必要はない」の一点張りです。商店街への支援はモデル事業だと言って、一部の商店街には人も金も注ぎ込むが、他の商店街は事実上放ったらかしです。京都府がやるべきことは、すべての中小企業と商店街を丸ごと、全力で支援することではないでしょうか。

ワーキングプア率が全国ワースト 3 位の京都では、全国と比べても子どもの貧困が深刻です。本議会には、子どもの医療費助成制度の拡充や温かい全員制の中学校給食を求める願いが寄せられました。しかし、子どもの医療費助成制度は通院は 3 歳を過ぎると月 3 千円の負担があるのに「全国トップクラスだ」と自慢し、来年度 1 年かけて検討するというにとどまっております。中学校給食については、市町村への財政支援を否定しています。

高すぎる学費・返せない奨学金・ブラックな働き方が、青年・学生の未来を奪っています。米山新潟県政は、来年度予算で、経済的理由によって大学への進学を断念することがないように、新潟県版給付型奨学金を創設し 1 億 2480 万円の予算を計上しています。

一方、山田府政は、給付制奨学金創設の要求に対して「京都府は高校生を支援し、大学生は国が支援するというように役割分担している」と拒否しています。今、求められるのは、格差と貧困に正面から立ち向かい、府民丸ごと全力で応援する府政です。

第2は、国いいに、安倍政権の悪政を持ち込んでいることです。安倍政権の米軍基地押しつけに対して、翁長沖繩県知事は、辺野古への米軍新基地建設に断固として反対し、あらゆる手段を講じて、基地建設阻止に全力を尽くされています。一方、山田知事は、京丹後市に米軍レーダー基地=Xバンドレーダー基地を受け入れ、福知山自衛隊演習場での米兵による実弾射撃訓練も容認しましたが、米兵・軍属の集団出勤や安全講習の受講の徹底など、住民の安心・安全のための約束も守られていません。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から、昨日でちょうど7年が経過しましたが、いまだに7万人を超えるみなさんがふるさとに帰ることができず、不自由な避難生活を続けておられます。それなのに、安倍内閣は、被災者への支援を打ち切り原発再稼働を進めています。そうした動きに対して、昨日は、全国270カ所で原発再稼働に反対し、原発ゼロを求める行動がとりくまれ、国会では、4野党が共同で原発ゼロ法案を提出しました。しかし、山田知事は、高浜原発・大飯原発の再稼働について「立地県でないから法的権限がない」ということを理由に、「外野からモノを言っても仕方がない」などと事実上容認しています。

憲法をめぐるのは、予算特別委員会の総括質疑で、知事は「憲法9条は、変えるべきではない」と述べられました。それならば、安倍内閣が憲法9条を含む憲法改正案を国会に提出しようとしているもとの、安倍首相に対して「憲法9条を変えるべきではない」と、はっきりと言うべきではありませんか。今、求められるのは、原発再稼働や9条改憲など、国の悪政にはきっぱりとノーと言える府政です。

第3は、大型開発優先で新たなまちこわしが進んでいることです。京都府主導で進められている、城陽市の山砂利跡地にアウトレットモールや物流拠点を誘致する計画は、違法砂利採取や産廃の不法持ち込みが放置され、地下水汚染や土壌汚染の調査も不十分なまま進められています。新名神にスマートインター設置や関連道路の建設も計画され、都市計画道路東部丘陵線の事業費は、当初の40億円から65億円へと膨れ上がる見通しで、市民の財産である文化パーク城陽が売却されました。

北陸新幹線の延伸をめぐるのは、地下トンネル工事の環境への影響、莫大な地元負担、在来線への影響などの懸念が解決していません。さらに、予算特別委員会の書面審査では、自民党委員からも、延伸ルート付近に花折断層が走っているとの指摘がありました。そうした懸念が解決していないのに、京都府は2030年代前半には実現をと建設を急がせていますが、こんな無謀な計画はきっぱりとやめるべきです。

治水問題やアユモドキの保存など地元住民や環境団体のみなさんの不安が解決していないのに、2020年までに建設ありきで進められている亀岡の球技専用スタジアムについては、直ちに建設を中止し、計画を白紙に戻すべきです。

京都の町と文化を儲けの道具にする、外国人観光客誘致に偏重した国の地方創生戦略のもと、京都府が率先して京都市と一体に「文化・観光総合特区」の活用を進めた結果、空き家や学校跡地が違法民泊や東京・大阪資本のホテルに次々と変わり、地価の高騰で子育て世代が住めなくなり、地元住民が市バスにも乗れず、交通渋滞が常態化するなど、暮らし破壊と町こわしが起こっています。今、求められるのは、住民の暮らしと生業を建て直すために地域にお金・仕事・モノをまわす経済政策です。

第4は、高校制度の改悪や高校統廃合で15の春を泣かせていることです。京都府は小学区制をはじめとする高校3原則をなくし、通学圏を広げ通学費負担を増やし、高校間の格差を広げました。さらに、入試制度を3段階選抜制度に変え、今年の前期試験では受験者の半分以上の6073人が不合格になり、子どもたちを傷つけています。

丹後通学圏では、保護者アンケートで「単独校として残す」が多数であったのに、平成32年度から、14キロ、20キロ離れた高校を統合し、それぞれの学舎を残す「学舎制」にしようとしています。この春卒業の中学3年生が高校3年生になる年から実施予定ですが、府教委からは高校生活が具体的にどうなるのか、どの様な影響を受けるのか、全く情報が示されず、保護者から「高校3年生時に学校がどうなるのか、情報がないまま進路を決めなければならない」など不安や怒りの声が噴出しています。

今、求められるのは、府立高校の本来の役割である、どの地域にあっても希望するすべての子どもたちに、お

金を心配することなく必要な学びの場を保障することです。

以上の諸点により、第1号議案には反対です。

第12号議案については、国民健康保険が都道府県化されるもとの最初の予算であり、反対です。京都府は、あたかもすべての自治体で国保料が下がるかのように主張していましたが、実際には向日市や京田辺市など、国保料が上がる自治体があり、先日の府民生活厚生常任委員会では、自民党議員も、府民だよりの「平均5200円の国保料引き下げ効果」という記事は誤解を招くと指摘していました。

第14号議案については、市町からは料金の低廉化、建設負担水量の低減が求められているにもかかわらず、見直しが行われておらず、過大な供給水量が市町の水道会計を圧迫し、住民への高い水道料金の要因になっており、反対です。

第19号議案については、住居専用地域や学校・保育所周辺地域が全面禁止でなく、住宅宿泊事業者が営業する際の事前説明会や事故が発生した際の迅速な体制整備等、近隣住民や利用者の安全を守るための義務が努力規定にとどまるなど、極めて緩い規制になっており、反対です。

尚、第68号議案については、19号議案の民泊への規制緩和を旅館業にも広げるものであり、反対です。

第21号議案については、本来、行政が行うべき教育条件の充実を寄付金に頼ることによって公的責任をあいまいにするものであり、しかも、学校間の競争をあおり、新たな格差をうむことになり、反対です。

第49号議案については、現在整備中の京都経済センターの3階部分を、財団法人京都府中小企業センターから19億円で買い取る予算が含まれています。本来、京都府が進めるべき事業なのに、府が直接当事者になることを避けて、財政負担能力を超えと思われるにもかかわらず、中小企業センターを部分取得の当事者にし、入居者のふり分けを担わせ、整理がついたら買い戻すというやり方は問題です。しかも、中小企業会館を閉鎖し、家賃が2～3倍になり経済センターに移れない団体が生まれており、反対です。

尚、第18号議案「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例制定の件」については、関係者のみなさんの長年の願いにこたえたものであり、賛成するものですが、府民への条例の周知や手話通訳者・要約筆記者などの人材確保に努め、条例が実効あるものになるように要望しておきます。

最後に、かつて蜷川府政は、自民党政府が憲法改正に動き出したのに対して、憲法99条の憲法尊重擁護義務を果たすために、ポケット憲法を発行し府民に普及するとともに、「憲法を暮らしの中に生かそう」の垂れ幕を府庁正面に掲げました。また、関西電力が京都北部に原発建設を計画しましたが、蜷川知事は、安全性や環境問題を理由に許しませんでした。尚、いまだに、「京都縦貫道自動車道が遅れたのは蜷川知事のせいだ」などというとんでもないデマ攻撃をされる方がおられますが、蜷川さんは、「縦の開発」が必要と、京都縦貫自動車道の構想を立て、1974年2月1日には9号バイパス整備計画が発表されております。

一方、蜷川府政は、府民の命と暮らしを守るために「国がやらないなら京都府がやる」と言って、全国で初めて老人医療費の無料制度や無担保無保証人融資制度を作りました。また、「15の春を泣かせない」と高校3原則を貫いて高校を増設しました。今、京都府に求められるのは、国いいなりで府民の声を聞かないトップダウンの府政運営ではなく、蜷川府政のような、国に対してもはっきりと物を言い府民のいのちに寄り添い、憲法をいかす府政ではないでしょうか。そんな府政を実現するために全力を尽くす決意を表明して討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

## 知事提出議案のうち日本共産党が反対した議案

番号	議案	月日	結果	共産	自民	民進	公明	維新
第1号	平成30年度京都府一般会計予算	3月12日	可決	×	○	○	○	○
第12号	平成30年度京都府国民健康保険事業特別会計予算	3月12日	可決	×	○	○	○	○
第14号	平成30年度京都府水道事業会計予算	3月12日	可決	×	○	○	○	○
第19号	京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例制定の件	3月12日	可決	×	○	○	○	○
第21号	京都府母校応援ふるさと寄附基金条例制定の件	3月12日	可決	×	○	○	○	○
第48号	平成29年度京都府一般会計補正予算(第8号)	2月15日	可決	×	○	○	○	○
第49号	平成29年度京都府一般会計補正予算(第9号)	3月12日	可決	×	○	○	○	○
第68号	旅館業法施行条例及び京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例一部改	3月12日	可決	×	○	○	○	○

## 意見書・決議案討論

成宮まり子議員（日本共産党・京都市西京区）

2018年3月12日

日本共産党の成宮真理子です。議題となっています意見書案10件、決議案7件のうち三会派提案の「所有者不明の土地利用を求める意見書案」に反対し、他の16件について賛成の立場から討論を行います。

まず、わが会派提案の意見書案、「森友学園問題等の真相究明を求める意見書」案についてです。学校法人「森友学園」への国有地売却をめぐる財務省近畿財務局の決裁文書改ざん疑惑は、当時の理財局長であった佐川国税庁長官が辞任し、財務省が書き換えの事実を認め、本日、国会に報告するとなりました。決裁文書の改ざんは国政調査権を蹂躪する歴史的暴挙であり、国会と国民を欺き冒瀆するものです。財務官僚に責任を押し付けて幕引きさせるわけにはいきません。改ざんによって、安倍首相と首相夫人関与の疑惑はますます濃厚となり、安倍内閣が総辞職しなければならないような重大疑惑です。政府に対して真相の徹底究明を求める意見書を提出することは、府民的要請ではないでしょうか。

次に、「日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書」案についてです。

沖縄県の普天間基地海兵隊機による事故やトラブルは、2月のオスプレイ機体部品落下事故、昨年12月の輸送ヘリによる保育園や小学校への部品落下、不時着も今年だけで3件など、まさに異常事態です。これに対し、沖縄県議会は安倍首相への意見書と駐日米大使や在日米軍司令官への抗議決議を、全会一致で可決し、事故について米軍から通知はなく「隠ぺいの意図があったと疑わざるをえない」と抗議するとともに、直ちに普天間基地の運用停止、日米地位協定の抜本改定などを求めています。

本府においても、米軍レーダー基地が設置された京丹後市での騒音被害や相次ぐ交通事故、集団通勤などの約束が事実上反故にされている問題、自衛隊福知山駐屯地が米軍関係者の射撃訓練場として使用されるなど、地元住民よりも米側の意向が優先される事態が続いています。米側の横暴な姿勢の根底にあるのが、米軍の治外法権的な特権を与えている日米地位協定であり抜本的見直しは急務です。

次に、「大飯原発3・4号機をはじめ、原発の稼働中止を求める意見書」案についてです。

昨日、東京電力福島第1原発事故から7年目を迎えましたが、いまだ事故の収束も廃炉の見通しもままならず避難者は7万人を超えています。その現実を前に、円山音楽堂に2500人が集った「バイバイ原発きょうと」をはじめ、「原発ゼロ」を求める国民世論は京都でも全国でも大きく広がっています。

国会では9日、立憲民主党、自由党、社民党、日本共産党の野党4党が、全原発のすみやかな停止・廃炉を掲げた基本法案を衆院に共同提出しました。法案は、小泉純一郎、細川護熙両元首相が顧問を務める「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟」の提案や、各党の粘り強い努力、なにより国民の世論と運動を反映した国会史上初の画期的なものです。

ところが安倍政権は、こうした新しい動きにも全く背を向けて原発再稼働を推進し、福井県若狭湾岸では、昨年の高浜原発に続き、大飯原発3・4号機をこの3月にも再稼働しようとしています。この道に未来はありません。府民のいのちと安全を守るため、原発の再稼働は中止し廃炉にするべきです。

次に、わが党提案の「働き方改革一括法案を提出しないことを求める意見書」案についてです。安倍政権が最重要法案として国会提出を狙う「働き方改革」一括法案は、裁量労働制拡大の他、過労死基準を超える月100時間までの残業を可能にする「上限規制」、残業代ゼロ（高度プロフェッショナル）制度導入などが柱です。国会審議を通じてデータ虚偽などが明らかとなり、裁量労働制は法案から削除されましたが、法案の危険性がこれで消えるものではありません。安倍首相は、財界要求である「高度プロフェッショナル制度」の導入に固執していますが、「専門職」について年次有給休暇以外の労働時間規制をすべて適用除外とするものであり、「年104日以上」の休日を義務付けるといいますが、全く歯止めにはなりません。裁量労働制と同じ虚偽データを用いて議論してきたため、提案の道理も全く失われているのです。

全国過労死を考える家族の会が、「これ以上、私たちのような遺族、犠牲者をつくらないでほしい」と家族の命を奪われた悔しさを訴えておられます。この声に応え、国会では野党6党が一致して、裁量労働制とともに「高度プロフェッショナル制度」も削除を求めています。「定額働かせ放題」で長時間労働を強い、過労死を促進するしくみは、撤回以外にはありません。

次に、「生活保護基準引き下げ中止を求める意見書」案についてです。

貧困と格差の広がり下、最後のセーフティネットとされる生活保護基準を連続的に引き下げる安倍政権に対し、国民から厳しい批判の声が上がっています。

生活保護基準引き下げは、子どもの貧困対策に逆行し、府民生活全体に広く深刻な影響を及ぼします。就学援助、技能習得への支援基準、高校の通学費補助基準などに直接影響し、また、住民税非課税基準にも連動して、保育料、国保料、介護保険料や利用料、障害者サービスなどの利用者負担、府営住宅入居基準など、まさに暮らし全体が切り下げられることにつながるのです。

生活保護基準引き下げは中止し、憲法25条にもとづく国民の権利として、生活保護法を「生活保障法」にし、必要としている国民が本当に使いやすい制度にすることが必要です。

次に「民間社会福祉施設サービス向上補助金の大幅な見直しと削減の撤回を求める決議」案、「京都府重度障害児（者）在宅生活支援事業の継続を求める決議」案についてです。民間社会福祉施設サービス向上補助金は、来年度からの大幅見直し・削減の計画を、2月半ばになってから新聞紙上で関係者は知らされ、困惑と批判が広がっています。与党会派からも「府は説明したと言うが現場は困っている」「補助金によって保育園など住民に必要な

な施設が運営されている」と指摘がありました。

知事は「骨格は予算化した」とされましたが、現場にとってはまさに基礎的な部分を4月1日からいきなり削られるのです。こんな弱者切り捨てをしてお辞めになるとは、ひどすぎます。削減は中止すべきです。

また、重度障害児（者）在宅生活支援事業は、これまで関係者からは制度の拡充を求める声が毎年寄せられてきたものです。今回、府は「国制度の充実」を口実に廃止するとしていますが、「国制度は基準が厳しくて1人以下の配置しかできない小規模施設には、数百万円の持ち出しにしかない」「支援学校を卒業してくる仲間を受け入れられなくなる」との声が上がっています。制度廃止はやめ、新年度以降も、制度の継続・拡充こそ必要です。

次に、「学費・奨学金の負担軽減を求める意見書」案と、「若者の雇用改善を求める決議」案についてです。

学費・奨学金の負担軽減、「ブラック企業」をなくし雇用改善を求める請願が、若者をはじめ、LDA-KYOTOにより今回3583筆、一昨年と昨年合わせると合計1万5千筆を超える署名とともに本議会に寄せられています。

深刻な実態にある若者自身が、親世代も含めて、日本の将来がかかった問題として運動と世論を大きく広げるもとの、政府も重い腰を上げ、給付型奨学金制度が創設されました。しかし、対象者も金額も、求められている規模にはまったく程遠いものであり、政府による教育予算の大幅増額と給付型奨学金の抜本的改善・拡充は急務です。なお、沖縄県や新潟県などでは、県独自の給付型奨学金制度も創設されていますが、本府においても、独自に給付型奨学金を創設し、役割発揮が求められています。

雇用問題では、本府では、非正規雇用の割合もワーキングプア率も全国ワースト3、週60時間以上働く労働者数も全国ワースト3であり、この実態にしっかりと目を向け、条例制定など含め、実効ある対策を打ち尽くす本府の本気度が求められます。

次に「子どもの医療費を中学卒業まで無料化することを求める決議」案と、「すべての中学校で全員制の温かい給食を求める決議」案についてです。

子どもの貧困対策、子育て支援を求める運動が、いま新たに広がりつつあります。

医療費無料化については、昨年12月に本議会にも請願を寄せられた「子どもの医療費無料制度を国と自治体に求める京都ネットワーク」が、京都府と京都市に、医療費助成の拡充を求める署名2861人分を提出されました。本府と同制度である京都市の自己負担額は、府内の市町村や他の政令市と比べても高すぎます。知事は京都市との協議の場を持つとされましたが予算は検討費だけ。これでは遅すぎる。子どもの成長は待ってられません。すみやかに、府として中学校卒業まで医療費無料化を決断すべきです。

また、「小学校のような」温かくて栄養のある全員制の給食を中学校でもとの運動が、子育て中の保護者を中心としたネットワークにより広がっています。同ネットワークは、本府に対しても市町村の中学校給食実施への支援を求め、今年に入ってからだけでも署名が約3000筆集まっています。

公立中学校の生徒の給食喫食率は、全国平均が84.1%に対し、京都府は35.7%、特に京都市は「選択制」とされており、29.6%となっています。府の水準は、全国2番目の低さであり、府としてすべての中学校で、成長期にふさわしい給食を全員が食べられるよう役割発揮が求められます。

次に「高等学校の通学費補助の充実を求める決議」案についてです。

府教育委員会による「高校改革」により、府立高校の通学区域が広がられた結果、遠距離通学をせざるを得ない生徒が増え、その経済的・時間的負担はますます大きくなっています。本府の通学費補助制度は、月額2万2100円を超過した額の半額しか補助がされないというものであり、これでは自己負担額は年間26万5千円を超えてしまい大変な負担です。本議会には、山城通学圏の和束町保護者らからの陳情も寄せられています。予算委員会の書面審査では、教育委員会はようやく通学費負担の調査を実施したと、「どこでラインを引くのか総合的観点で検討している」とされました。これも速やかな拡充・改善こそ必要です。



次に、「京都府独自の米の戸別所得補償を求める決議」案についてです。

京都の農業は中山間地が多く、米作り農家がその中心を担っていますが、生産費を割り込む米価が長年続き、営農の困難と高齢化の中、家族経営や、小規模農家、集落営農法人などが、農地を守ろうと必死に支えておられるのが実情です。戸別所得補償が廃止になれば、「10町歩なら75万円、20町歩だと150万円の収入が無くなる」「兼業でも年金と直接支払い交付金があるからやってこれたのに、廃止されればもう機械の修理代も出ない」と悲痛な声が出されており、生産意欲や希望を奪い、いっそうの困難を強いることとなります。

かつての蜷川知事は、国の減反政策に対し「京都食管」を作って、安心して米作りができるよう農家を支えました。また新潟県では、今年度から中山間地などに独自の支援策を実施しています。本府として、戸別所得補償の復活を国に求めるとともに、緊急に、独自の米の戸別所得補償制度を創設し、農家を下支えすることが必要です。

尚、三会派提案の「所有者不明の土地利用を求める意見書」案については、現在、国土交通省により、所有者不明土地の活用のしくみが新たに提案されようとしています。問題点として、1つは、土地収用法手続きを簡素化して、所有者が発言する機会などがある収用委員会の審理を省き、都道府県知事の裁定で権利取得ができるようにすること、2つ目に、土地収用をしない場合も「利用権」を設定でき、民間事業者も利用できるようにすることなど、憲法に保障された財産権の侵害のおそれもはらんだものです。さらに、現在、進められているリニア中央新幹線など大型公共事業のための条件整備との指摘もあります。よって反対です。以上で、討論を終わります。

## 平成30年2月定例会請願審査結果

受理番号	件名	審議結果	紹介	共産	自民	民進	公明	維新
第470号	「民間社会福祉施設サービス向上補助金」に関する請願	不採択	共産党	○	×	×	×	×
第471の1号	学費・奨学金の負担軽減と若者の雇用改善を求めることに関する請願	不採択	共産党	○	×	×	×	×
第472号	生活保護基準引き下げ中止について国へ「意見書」の提出を求めることに関する請願	不採択	共産党	○	×	×	×	×
第469号	京都府内すべての自治体で全員制の温かい中学校給食を実施できるよう府の支援を求めることに関する請願	不採択	共産党	○	×	×	×	×
第471の2号	学費・奨学金の負担軽減と若者の雇用改善を求めることに関する請願	不採択	共産党	○	×	×	×	×
第471の3号	学費・奨学金の負担軽減と若者の雇用改善を求めることに関する請願	不採択	共産党	○	×	×	×	×
第471の4号	学費・奨学金の負担軽減と若者の雇用改善を求めることに関する請願	不採択	共産党	○	×	×	×	×

## 2018年2月定例会意見書及び決議

意見書	件名	結果	提案	共産	自民	民進	公明	維新
第1号	高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法の改正を求める意見書	可決	自民 民主 公明	○	○	○	○	○
第2号	中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書	可決	自民 民主 公明	○	○	○	○	○
第3号	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書	可決	自民 民主 公明	○	○	○	○	○
第4号	所有者不明の土地利用を求める意見書	可決	自民 民主 公明	×	○	○	○	○
第5号	森友学園問題等の真相究明を求める意見書	否決	共産	○	×	×	×	×
第6号	日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書	否決	共産	○	×	×	×	×
第7号	生活保護基準引き下げ中止を求める意見書	否決	共産	○	×	×	×	×
第8号	大飯原発3・4号機をはじめ、原発の稼働中止を求める意見書	否決	共産	○	×	×	×	×
第9号	学費・奨学金の負担軽減を求める意見書	否決	共産	○	×	×	×	×
第10号	「働き方改革」一括法案を提出しないことを求める意見書	否決	共産	○	×	×	×	×
決議	件名	結果	提案	共産	自民	民進	公明	維新
第1号	子どもの医療費を中学卒業まで無料化することを求める決議	否決	共産	○	×	×	×	×
第2号	民間社会福祉施設サービス向上補助金の大幅な見直しと削減の撤回を求める決議	否決	共産	○	×	×	×	×
第3号	京都府重度障害児(者)在宅生活支援事業の継続を求める決議	否決	共産	○	×	×	×	×
第4号	すべての中学校で全員制の温かい給食を求める決議	否決	共産	○	×	×	×	×
第5号	高等学校の通学費補助の充実を求める決議	否決	共産	○	×	×	×	×
第6号	京都府独自の米の戸別所得補償を求める決議	否決	共産	○	×	×	×	×
第7号	若者の雇用改善を求める決議	否決	共産	○	×	×	×	×



## 高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法の改正を求める意見書

昨今、加齢や認知症等の影響により判断力が低下した高齢者を狙った悪質な勧誘によって、高齢者が不必要な契約を締結させられてしまうトラブルが増加している。

また、若年成人の契約トラブルも引き続き深刻な状況である。

こうした状況に対応するため、平成28年通常国会において消費者契約法の一部改正が行われた。しかし、いくつかの論点についてはこの時点では法改正に至らず、さらに検討すべき今後の検討課題とされた。

また、現在成年年齢を引き下げることの内容とする民法改正が検討されており、これらが実現した場合には、18・19歳の未成年者取消権が喪失されることから、若年成人の消費者被害のさらなる増大が懸念される。

したがって、高齢化や情報化が進展する中、高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済するために、合理的判断が働かない状態で締結された契約についての消費者の取消権を拡大する等の実効的な法制度の整備が必要である。

とりわけ、京都府においては、高齢者と共に学生も多く生活していることから、高齢者や若年成人が安心して生活する環境整備は極めて重要となっている。

については、国におかれては、次の事項について実現するよう強く要望する。

- 1 事業者によって「消費者の不安をあおる告知」や「勧誘目的で新たに構築した関係の濫用」が行われた場合の取消権の創設など、内閣府消費者委員会の「消費者契約法の規律の在り方についての答申」（平成29年8月8日付）において、法改正を行うべきとされた事項について、平成30年通常国会で法改正を実現すること。
- 2 高齢者・若年成人等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権の創設など、同答申において、「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」とされた事項についても、法改正を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月12日

## 中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨、また、京都府でも、昨年9月の台風18号や10月の台風21号など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして同プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、このプロジェクトは、概ね3か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

については、国におかれては、今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」が、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、次の事項について取り組むことを強く求める。

- 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体により柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、概ね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月12日

## バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず、全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

については、国におかれては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には次の事項について措置するよう求める。

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 4 バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月12日

## 所有者不明の土地利用を求める意見書

平成28年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上ることが明らかにされた。また、一般財団法人国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する（約720万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力が掛かる。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

については、国におかれては、次の事項について実現するよう強く要望する。

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月12日